

# 実行性のある施策の検討方針(案)

---

## 第1回検討会で頂いたご意見を踏まえた検討方針

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、「下請負人まで確実に支払われるような実行性のある施策を検討」する「安全衛生経費」は、専門工事業者及び検討会委員の意見を踏まえ、労働安全衛生法令に義務付けられている項目に限定せず、幅広く議論する。
- 「実行性のある施策」を検討するに当たっては、建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることが明確であり、法に基づく指導等の措置が可能な「労働安全衛生法令に義務づけのある事項」から先行して行う。
- まずは「実行性のある施策」の対象を整理し、施策の方向性について議論を行った上で、具体化の検討を進める。
- また、安全衛生経費が建設工事の現場においてどう取り扱われているかの実態と、施策の具体化のために必要な情報について実態把握調査を行う。

## 第1回検討会で頂いたご意見を踏まえた検討方針

○「労働安全衛生法令に義務づけのない事項」については、工事契約及び付随する事務における取扱いについて実態調査を行うと共に、「義務づけのある事項」における「実行性のある施策」において排除されないための取扱いについて検討を行う。

○また、「義務づけのある事項」において検討された「実行性のある施策」を、「義務づけのない事項」に拡大するための手法について検討を行う。

- 「労働安全衛生法令に義務づけのない事項」の内、実行性のある施策検討の対象と想定される事項
  - ・ 現状の安全対策として普及している事項
  - ・ 現場の状況・職種等に応じて必要となる事項(リスクアセスメントに基づくものを含む)
  - ・ ガイドライン等に示されている事項
  - ・ 上記の他、働き方改革等による社会環境の変化に対応するため、将来において事業者の自主的な取組として必要とされる事項

# 実行性のある施策の方向性等について(案)

## 検討のために必要な実態把握調査を実施

施策の対象	施策の方向性	手法の例
元請負人 下請負人	<ul style="list-style-type: none"> <li>各工事現場において実施する安全衛生対策について、実施項目、負担区分及び必要な金額を元請負人と下請負人で明示的に共有することで下請契約における安全衛生経費の確保を図ることを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知・ガイドライン等による内訳明示の徹底</li> <li>作業者の支援ツール作成(チェックリスト) 等</li> </ul>
発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者においても、安全衛生対策の重要性とコストの必要性について認識することにより、必要な安全衛生経費を含んだ発注額の設定や、新たに必要となった安全衛生経費の契約変更に応じやすい環境作りについて検討。</li> <li>また、安値受注による安全衛生経費削減を助長しない請負業者選定の動機付けやノウハウの提供について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例集等の作成(労働災害、安全衛生対策の具体的内容やコスト、先進的な企業における取組 等)</li> <li>通知による指導等 等</li> </ul>
国民	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生対策の重要性を社会全体の共通認識として広げていくことを検討。</li> <li>住宅建築・リフォーム等の小規模工事の施主となる一般家庭等に対し、発注者と同様に安全衛生対策の重要性とコストの必要性について認識を広めることを検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例集等の作成(上記と同様)</li> <li>著名人を起用したCM等による意識付け 等</li> </ul>
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人親方の安全衛生対策の実情を把握。</li> </ul>	

## 元請負人・下請負人間の安全衛生対策に係わるチェックリストの作成

### ■ 施策の目的

各工事現場において実施する安全衛生対策について、実施項目、負担区分及び必要な金額を元請負人と下請負人で明示的に共有することで下請契約における安全衛生経費の確保を図る。

### ■ ツールの概要

・各工事現場において、元請負人と下請負人が工事着手前に、現場で必要となる安全衛生対策の内容、実施者について確認するためのチェックリスト。

### ■ 検討会で議論する事項

#### ・チェックリストの項目

実施者の区分が可能な範囲でどこまで細かくするか  
 一般管理費的なものの扱いをどうするか  
 工種間の必要な項目の差をどうするか

- ・チェックリストに基づく金額の明示方法
- ・チェックリストの普及・実施の徹底方法
- ・法令に義務づけのない事項の取り込み方

等

経費の費目		適用 ○	負担 元請	区分 専門
安全費 (共通仮設費)	1 調査費用			
	① 埋設物調査試験他	○	○	
	2 交通規制に要する費用			
	① ガードマン	○	○	
	② 規制車			
	③ クッションドラム			
	④ カラーコーン	○	○	
	⑤ バリケード、ロードフェンス	○	○	
	⑥ 工事中表示板(内照式)			
	⑦ 回転灯			
	⑧ 規制表示看板			
	⑨ お願い看板			
	3 監視連絡等に要する費用			
	① 列車見張員等有資格者			○
	② 誘導員	○		○
	③ 監視員	○		○
	④ 作業指揮者	○		○
	⑤ 連絡員(潜水)等の配置			
	⑥ 構内電話			
	⑦ 無線機(クレーン合図)			
	⑧ 作業主任者の配置	○		○
	⑨ 安全衛生推進者の配置	○		○
	4 安全意識、注意喚起に要する費用			
	① 各種注意看板標識	○	○	
	② 安全掲示板	○	○	
	③ 安全旗・衛生旗	○	○	
	④ 安全衛生ワッペン・腕章	○	○	
⑤ ポスター	○	○		
⑥ のぼり・垂れ幕	○	○		

第1回検討会資料3-2より抜粋

※ 各項目の内容は「実行性のある施策の方向性等」における議論を踏まえ変更予定。

## 調査概要

■ 施策の対象 : 元請負人、下請負人

■ 調査の目的

### ・ 施策の方向性の妥当性確認

各工事現場において実施する安全衛生対策について、実施項目、負担区分及び必要な金額が各請負人に明示されているかに関する実態把握を行う。

### ・ 手法の具体化のための検討材料の収集

支援ツールとしてチェックリストの作成を検討するに当たり、項目の詳細度や一般管理費的な経費の取り扱い、職種間の必要な安全衛生対策の違いに関する検討に必要な情報の収集を行う。

■ 質問項目等の議論に当たって

・実態把握及び検討材料の収集に当たっては、回答者が主に請け負う職種等の差についても分析する必要があるため、回答者の負担を極力減らし、回答数を確保することを優先する。

【調査表等の詳細案については資料3にて】

■ 追加ヒアリング調査

・アンケート調査及び既存調査の結果を踏まえ、施策検討のため詳細な確認が必要な事項については、追加ヒアリング調査を実施する。

(対象例: 元請負人に対し安全衛生対策の実施内容や負担区分を明示している発注者 等)

## ■ 実行性のある施策の方向性等の検討

- ・ 施策の対象者
- ・ 施策の方向性

・ 第2回検討会における議論から対象を設定

・ 既存調査結果等を踏まえ、委員の合意が図られたものについて実施

### ■ 実態調査による現状の把握

- ・ 安全衛生経費の契約及び付随する手続き上の取り扱い
- ・ 上記の他、検討会において必要とされた事項

○ 追加ヒアリング等による詳細補足

・ 結果の反映  
・ 具体化する施策の追加

### ■ 施策の具体化に関する検討

- ・ 安全衛生経費の内訳の明示  
通知・ガイドライン等による徹底  
現場作業者の支援ツール作成  
ツールを普及・徹底させる手法
- ・ 上記の他、検討会において必要とされた事項

・ 具体化や調査実施に至らなかったが検討が必要な問題として合意された事項

## とりまとめ